

## プール学院大学留学奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学（以下「本学」という。）の留学奨学金に関し、必要な事項を定めること目的とする。

(制度の趣旨)

第2条 本奨学金は、プール学院大学2年次以上に在学する学生で、プール学院大学学則第28条第2項及び第36条並びにプール学院大学学生国際交流規程の規定により本学から外国の大学又は短期大学に派遣され、学業成績・人物ともに優秀である者に奨学金を支給するものである。

(支給額)

第3条 支給額については、細則を別に定める。

(支給期間)

第4条 支給期間は1年以内とする。

(支給人数)

第5条 支給人数については、細則を別に定める。

(申請方法)

第6条 奨学金を希望するものは、所定の申請書に連帯保証人と連署の上、学長に提出するものとする。

(選考方法)

第7条 奨学金の選考ならびに奨学金に関する審査は、地域・国際委員会で行う。なお、本助成金は、入学特別奨励金・入学奨励金・スカラシップ・特待生型の入学選考時に決定した授業料等の免除、GLP 海外助成金、学生活動助成金を除くプール学院大学が支給するいずれの奨学金、奨励金、助成金、授業料減免とも同時期においては重複して採用しない。過去に英語研修助成金の支給を受けた学生については、本奨学金の採用は一回のみとする。

(選考基準)

第8条 選考のための学業成績等の基準については、細則を別に定める。

(採用決定)

第9条 奨学金の採用は、地域・国際委員会の議を経て、学長が決定する。

(返還義務)

第10条 次の各号の一に該当する者は、奨学金の全額返還を求めるものとする。  
(1) 留学先において学業成績が著しく不振の者、又は、素行不良の者  
(2) 帰国後、本学において修学する意志、又は、成業の見込みがないと認められる者

(事務)

第11条 留学奨学金に関する事務は、地域・国際センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。  
2003（平成15）年4月1日改正施行。  
2005（平成17）年4月1日改正施行。  
2006（平成18）年4月1日改正施行。  
2008（平成20）年4月1日改正施行。  
2008（平成20）年10月1日改正施行。  
2012（平成24）年4月1日改正施行。  
2015（平成27）年4月1日から改正施行する。